第二条の次に次の二条を加える。

（警察行政運営企画室）

第三条　長官官房総務課に、警察行政運営企画室を置く。

2　警察行政運営企画室においては、令第八条第五号に掲げる事務のうち警察行政の運営一般に関する事務及び同条第六号に掲げる事務をつかさどる。

3　警察行政運営企画室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、警察行政運営企画室の事務を掌理する。

（広報室）

第四条　長官官房総務課に、広報室を置く。

2　広報室においては、令第八条第十一号に掲げる事務をつかさどる。

3　広報室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、広報室の事務を掌理する。

附則に次の一項を加える。

4　警察行政運営企画室は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第一中「第百六十条」を「第百六十四条」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十三号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び国際協力調整官一人」を「、国際協力調整官一人及び海外展開推進調整官一人」に改め、同条に次の一項を加える。

16　海外展開推進調整官は、命を受けて、金融庁の所掌事務に係る国際関係事務のうち我が国事業者の海外における円滑な事業展開の促進に資する環境の整備に関する重要事項についての調整に関する事務に従事する。

第七条第一項中「二十九人」を「三十一人」に、「三百八十二人」を「三百九十四人」に改める。

第八条第一項中「及び金融情報分析官二人」を「、金融情報分析官二人及び事業再生支援管理官一人」に改め、同条に次の一項を加える。

17　事業再生支援管理官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち金融機関が行う事業再生支援に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

第十八条第一項中「国際専門審査官三人」を「国際専門審査官四人」に、「特別検査官十六人」を「特別検査官十七人」に、「十四人」を「十五人」に、「百三十九人」を「百五十三人」に、「総括証券調査官一人」を「総括証券調査官二人以内」に、「百七十八人」を「百八十三人」に、「国際専門調査官一人」を「国際専門調査官二人」に改める。

附則第三条を次のように改める。

（総務企画局総務課海外展開推進調整官の設置期間の特例）

第三条　第一条第一項の海外展開推進調整官は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則に次の一条を加える。

（証券取引等監視委員会事務局証券検査官の設置期間の特例）

第九条　第十八条第一項の証券検査官のうち二人は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十四号

公認会計士・監査審査会令（平成十二年政令第二百六十五号）第一条第二項の規定に基づき、公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

公認会計士・監査審査会事務局組織規則（平成十六年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「三十一人」を「三十二人」に改める。

附則に次の一条を加える。

（公認会計士監査検査官の設置期間の特例）

第三条　第一条の公認会計士監査検査官のうち一人は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第五十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、総務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

総務大臣　新藤　義孝

総務省定員規則の一部を改正する省令

総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中

五、〇七九人	
一六六人	を
五、二四五人	

に改める。

五、〇一五人	
一六八人	に改める。
五、一八三人	

附　則

（施行期日等）

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の総務省定員規則の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の総務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十五年九月三十日までの間	五、〇四四人

○総務省令第五十四号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

総務大臣　新藤　義孝

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し及び同条第一項中「普通扶助料室及び」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第十三条第一項中「二人及び調査官」を「及び調査官それぞれ」に改める。